

第9 設問及び選択肢の設定

住民投票は、住民の総意を市政に反映させていくことを目的とした仕組みである。そのため、設問及び選択肢の設定方法によって、投票結果に大きな影響を生じるような事態を避ける必要がある。

個別設置型条例では、条例自体に設問及び選択肢を規定することができるが、常設型条例の場合は、誰が、どの時点で、どのように設問及び選択肢を設定するのかが問題になる。

検討内容

- 1 設問及び選択肢の設定者並びに設問を設定する時期
- 2 設問及び選択肢の形式

論点整理

設問及び選択肢の設定については、設定者が住民投票で多数を得るために焦点を絞った設問等を恣意的に提案することや、争点を外したいとの考えにより曖昧な設問や選択肢を設定し、投票結果の尊重義務を実質的に緩和するというような手段を講じる懸念が考えられる。

設問及び選択肢については、投票者が容易に内容を理解でき、かつ、一方に意見を誘導するようなものではなく、公正・公平なものでなければならない。

1 設問及び選択肢の設定者並びに設問を設定する時期

- 住民投票の発議権者である市長による設問及び選択肢の恣意的な操作を防ぐ趣旨からは、設問の設定は、請求権者が行うことが望ましいが、住民投票の発議権者が市長であることから、最終的には、市長が設問を設定することとなる。
- 対象事案に関する設問及び選択肢の設定は、市長の判断のみに委ねられるのではなく、市長が請求権者の意思を確認して設定するものと考えられる。
- 市長が設問を設定するに当たり、第三者にチェック機能を持たせるという考え方もある。
- 署名を収集する前段階における代表者資格証明書の交付申請の際に、請求権者から設問についても提出させ、検討することができる仕組みも考えられる。
- 署名を収集する前段階における代表者資格証明書の交付申請の際の審査は、形式的なものに留まるため、その時点において設問を確定することは困難である。そのため、設問は、市に署名が提出されたときから住民投票の期日を告示するときまでの間に発議権者が検討し、決定することが現実的である。

2 設問及び選択肢の形式

住民投票では、選択肢を二者択一で賛否を問う方法が一般的である。これ以外の方法とした場合、その設定方法によっては、投票結果に対する多様な解釈が可能となるおそれがある。また、発議権者が意図する投票結果に誘導するために、恣意的な選択肢を設定すると懸念も生じることになる。

選択肢については、「どちらともいえない」、「〇〇するのはやむを得ない」といった選択肢を設定した他の自治体の事例もみられるが、尊重すべき投票結果を明確に捉える必要があり、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えられる。

- 事案によっては、選択肢が三つ以上になることも想定されることから、二者択一で賛否を問う方法に限定すべきではない。
- 曖昧な選択肢の場合、住民の総意の捉え方について混乱を生じる可能性がある。
- 投票結果の解釈に疑義が生じる余地があってはならず、設問形式は「賛成」、「反対」のいずれかを選択する二者択一形式に限定するのが望ましい。
- 住民が判断しやすく、分かりやすいのは二者択一である。
- 選択肢が三つ以上となると票が分散するため、投票結果についての判断が難しくなる。

参考資料

- 9-1 住民投票の形式についての他市町村規定例

住民投票の形式についての他市町村規定例

- 川崎市住民投票条例（平成 20 年条例第 26 号）（抄）

（発議又は請求の形式）

第 5 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

- 川崎市住民投票条例逐条説明書 第 5 条関係（抜粋）

【説明】

○住民投票制度は、住民に直接意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、各主体からの発議又は請求に当たっては、賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしている。

- 岸和田市住民投票条例（平成 17 年条例第 26 号）（抄）

（住民投票の形式）

第 5 条 住民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式とする。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、複数の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

- 岸和田市住民投票条例逐条解説 第 5 条関係（抜粋）

- 1 投票の形式については、二者択一で賛否を問う形式とします。

これは、課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の判断を明確に反映させようというものです。

- 2 例外的に、内容が関連する複数の請求が同時期に行われた場合等、二者択一で賛否を問う形式におさまらないものについては、市長の判断によって選択肢を統合し、複数の選択肢からひとつを選択する形式によることができるものとします。

○ 二者択一以外の方法で実施された住民投票の選択肢と投票結果（個別設置型条例）

沖縄県名護市（米軍の代替ヘリポート建設の是非 平成9年12月21日）

賛成	2, 562票
環境対策や経済効果が期待できるので賛成	11, 705票
反対	16, 254票
環境対策や経済効果が期待できないので反対	385票

新潟県刈羽村（プルサーマル計画受入の是非 平成13年5月27日）

賛成	1, 533票
反対	1, 925票
保留	131票

滋賀県米原町（合併の枠組みについて 平成14年3月31日）

坂田郡 4町	2, 663票
湖東 1市 4町	1, 880票
湖北 1市 12町	1, 441票
合併しない	765票